

平成30年第4回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月14日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 号 八雲町水産試験研究施設条例
- 日程第 3 議案第 6 号 八雲町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 4 議案第 7 号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の
締結について
- 日程第 5 議案第 8 号 工事委託に関する協定の変更協定の締結について
- 日程第 6 議案第10号 平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第 7 議案第12号 平成30年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 8 議案第14号 平成30年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第 9 議案第15号 平成30年度八雲町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第16号 工事委託に関する協定の変更協定の締結について
- 日程第11 報告第 1 号 専決処分の報告について
(損害賠償額の決定について)
- 日程第12 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報
告書
- 日程第13 発議第 1 号 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書
- 日程第14 発議第 2 号 認知症施策の推進を求める意見書
- 日程第15 発議第 3 号 国保の抜本的改革を求める意見書
- 日程第16 発議第 4 号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書
- 日程第17 発議第 5 号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを
求める意見書
- 日程第18 発議第 6 号 再びブラックアウトを起こさない分散型の電源を求める意
見書
- 日程第19 発議第 7 号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員（1名）

1番 岡島敬君

○欠員（1名）

○出席説明員

町 長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長	三澤 聡君
総務課参事	紺谷英友君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	阿部雄一君	企画振興課長	
財務課長	鈴木敏秋君	兼行財政改革推進室長	竹内友身君
兼収納対策室長	川口拓也君	兼情報政策室長	藤澤久雄君
住民生活課長	加藤貴久君	新幹線推進参事	会 計 管 理 者
農林課長	伊藤 修君	兼会計課長	兼 会 計 課 長
併農業委員会事務局長	馬着修一君	保健福祉課長	戸田 淳君
水産課長	佐藤 尚君	農林課参事	森 太郎君
建設課長	石坂浩太郎君	商工観光労政課長	藤牧直人君
公園緑地推進室長	吉田一久君	環境水道課長	川崎芳則君
落部支所長	山田耕三君	教 育 長	田中了治君
学校教育課長	成田耕治君	学校教育課参事	本庄伯幸君
社会教育課長	福原光一君	体 育 課 長	三坂亮司君
兼図書館長	竹内伸大君	監 査 委 員	千田健悦君
郷土資料館長	大渕 聡君	総合病院施設課長	佐々木裕一君
町史編さん室長	高橋 朗君	総合病院医事課長	沢野 治君
学校給食センター所長		消 防 長	櫻井功一君
総合病院事務長		八雲消防署長	伊丸岡 徹君
総合病院庶務課長		八雲消防署消防課長	今村 幸一君
総合病院経営企画課長			
消防本部次長			
八雲消防署管理課長			

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
兼熊石教育事務所長	田村春夫君	熊石消防署長	荒谷佳弘君
産業課長	桂川芳信君		
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長			

○出席事務局職員

事務局 長	井口貴光君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局 長	松田力君	監査委員事務局次長	
庶務係 長			
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

- 議長（能登谷正人君） ただ今の出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に斎藤實君と安藤辰行君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。ご報告いたします。
本日の会議に、町長より追加議案1件が追加提出されております。
また、議員発議によります意見書案が7件、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されてございます。
本日の会議に、岡島敬議員欠席する旨の届け出がございました。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第5号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第5号八雲町水産試験研究施設条例を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
○産業課長（田村春夫君） 議長、産業課長。
○議長（能登谷正人君） 産業課長。
○産業課長（田村春夫君） おはようございます。よろしく願いいたします。
議案第5号八雲町水産試験研究施設条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。
議案書17ページをお開き願います。
本施設は、本年12月25日の完成に向け、現在工事が進められておりますが、供用開始にあたり設置条例が必要となることから、新たに条例を制定しようとするものであります。
それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。
第1条は設置についての規定で、八雲町の地域特性を生かした水産生物等に関する試験研究を行い、沿岸漁業の振興を図る事を目的としております。
第2条は、名称及び位置に関する規定で、名称は八雲町水産試験研究施設と称し、位置は八雲町熊石根崎町672番地とするものであります。

第3条は業務についての規定で、本施設は水産生物の増養殖試験研究に関すること、海洋深層水の水産利活用に関すること、その他試験研究等に関することを行うこととしております。

第4条は管理についての規定で、本施設の管理運営は八雲町が行うこととしております。

第5条は職員についての規定で、本施設に必要な職員を置きます。

第6条は条例の定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める旨の委任規定であります。

附則の条例施行日につきましては、平成31年1月1日から本条例を施行しようとするものであります。

以上、大変簡単ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 3条のですね、水産生物の増養殖試験研究に関する業務をはじめ、いろいろ（2）、（3）と書いているんですけども。八雲にとって必要なこと、地元とか関わっている人たちが必要だと思ったものに研究の的を絞らせることは可能なのか。そういったことが出来るのかどうかをお聞きします。

もう1点は、5条の必要な職員を置く。これ八雲町の条例ですから、これをこのまま読みますと、町が職員を置く、町職員。研究のできる職員を提携する大学に置いてもらいたいと思うんですけども。この5条でいくと、その辺の担保がちょっと不明確なんじゃないかと思うんですけども。いかがでしょうか。

○産業課長（田村春夫君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（田村春夫君） ただ今の試験研究の内容につきましては、今年度大学との話し合いの中では、海藻とウニと魚類の試験ということでスタートをすることで話をしております。

なお、大学との話し合いの中では、先ほど三澤議員からあったようにですね、八雲町での例えば必要な事項、水産関係で例えば問題になっている事項、そういうものもお互いに試験研究を出来ればと。

また、今後そういう部分についても話し合いをしていきたいという話をしておりますので、それについては、今後相談しながら進めていくことは可能というふうに考えております。

また、第5条の職員の関係につきましては、産業課の水産担当の方の管理になりますので、それと今回の試験研究の補助員ということで、臨時職員1名と協力隊員1名を町の方で置きます。

また、今回の試験研究については大学との共同研究ということで、連携協定を結んで進めますので、実際の試験の部分については、大学の先生方からの指導を受けながら、実際に先生また学生も現場に入ってきて試験を進めていくということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） まったく新しい条例を作るにあたってですね、今、連携協定の話も出ました。で、連携協定も一緒にこの場で議論されるなら、ある程度この条例のことでなるほどと思うところもあると思うんですけれども。

今、この条例だけを見ますと、先ほど僕が指摘した部分で、場所を建設して提供するのに全く違う研究をされる恐れがある。

また、職員を置くということは町が置くだけで、向こうがその研究に値する職員を置かないかもしれないという危惧はこの条例からはぬぐえないので。

その辺、連携協定も一緒になぜ出すことが出来ないんですか。時期的に無理であれば、もうちょっとその連携協定の素案めいたものを本会議にあわせて出すとかしないですかね。

いや、これは私の一方的な危惧なのかもしれません。

もう一度確認します。連携協定なしでは、僕先ほど指摘した危惧は拭えないと思うんですけれども。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、説明いたしますけれども。これはあくまでも条例でありますので、これから北大水産学部との連携協定も含めて、一緒に研究していくという事であります。

三澤議員が心配している部分については、我々も管理いたしますので、全く違う研究が行われるということは考えておりません。

ただ、今、北大と話をしているのは、八雲の方の、先ほど産業課長からありましたけれども、懸念されているホタテ等々の研究等々も進めるということと。これは今、八雲漁協、落部漁協とも話し合いをしながら、この北大との、熊石には作りますけれども、いずれです、夢とすれば八雲の方にもという話もあって、深めていくという事でありますので。

これはあくまでも、今構想。ダルスの研究を商業ベースに載せたいというのが目標でありますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 三度目で最後になるんですけれども、それを意識してもう一度発言させていただきます。

町長の思いは十分、常任委員会でも受け止めて、そしてこの取り組みも素晴らしいアイデアだと思って、応援する気持ちは山々です。

ただ先年、某大学が、もうほとんど話が決まっていたことが理事会で聞いていないという事でひっくり返された苦い経験がある分野でございましたから。

特に大学との連携協定ということに関しては、我々議会がもうちょっと厳しくチェックしなければならないという思いで、先ほど言った連携協定の存在の事だとかもあわせて出してもらいたいということは、そこに繋がっていると思っております。

現場の漁師さんたちも非常に期待をしております。先日も議会で両漁協と意見交換をいたしました。その中で、私畜産農家ですけれども意外に思ったのはですね、ホタテが1日何グラムのプランクトンを食べて、その結果どれくらい増体するか。これは畜産農家であったら1日増大量とって基本中の基本なんですけれども。そういったことも現場では示されたこともないし、そういった観点で考えたことがなかったと。今年の海は特に綺麗だ、透明度が高いといった発言があった中で、そういったプランクトンに着目した疑問を議員の中から指摘した時に、今言ったような実態が分かったんですけれども。

だから、早急にこういった研究施設で現場にあった、現場が求めている数字を研究してもらいたいということは、山ほど期待するんです。期待するが故に、しっかりと条例を作るのであれば、担保しないと。先ほど言った他の大学との取り組みで、苦い経験もありますから。

重ねて申し上げますけれども、連携協定の素案、向こうとほぼ合意が出来ているのであれば、議会にそういうことを示すという事をして、この条例を提案すると。そういった丁寧なことは是非やってもらいたい。

我々は町民のチェック機関として、そういう機能を果たしたい気持ちは山々ですけれども。こういった資料が足りないのであれば、非常に困る。常任委員会からもそういった旨の議論はしていたはずだと私は思っておりますけれども。そういう意味で、今、この条例は不備が多すぎると私は思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、この条例というのはあくまでも条例でございます。

ただ、域学連携につきましても先ほど三澤議員がおっしゃっている農業系も、きちっと域学連携を結んだ中で進んでおります。ただし、やはりこれは信頼関係だとかいろんな部分が、実質町にとって良い方向だと。条例で定めるといというのは大事でありますけれども、きちっとこれでうたいましたので。

さらに今、北大と進めているのは水産、農業、林業、工学ということで。先日も、全体の北大との会議を開いて進めておりますので。それはあくまでも、これから町と北大との連携というのは水産に限ることなく、これからやる研修牧場についても北大の協力をいただくということで進めておりますので。条例ということは条例でありますけれども、北海道大学の方も是非、いろんな分野で八雲町と協定をしながらいろんな分野で進めたいということを今進めております。

これも先ほど三澤議員おっしゃっているとおり、某大学のほとんど決まったことも覆されたということもありますけれども。これは、いろんな事でそういう事もあるんだろうなというのは私も想定しながら進めてまいりますので、どうかご理解をいただきながら、また、この条例が決まった後も議員の皆様からいろんな意見をいただきながら事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 今の三澤さんとの関連なんですけれども。

今回のこの条例等々の設置については、目玉は深層水事業を再考するというのが本来の底辺に盛られている本当の姿だと思う。そこから出発していると思うんですよね。私はそういう見方をしていたんですけれども。

これだったら何かしらバフツとしてしまって、一般の水産でもやりますよと。それはやるということは、やぶさかではないんですけれども。やはりこれは、深層水事業を着手するんだと、今まで眠っていた事業が何十年って眠っていた事業をもう1回やるっていうのが、大きな柱だったと思うんですよね。

だから、ここの施設は深層水事業を主たる目的でやろうとしているんだったら、もうちょっとこの辺の、具体的にね、条例ですから。どこかの国みたく、先に条例を作って後から議論をすれということではなくして。

これだったら何をやろうとしているのか、ちょっと見えなくなってしまう恐れがあるものですから。そして、ある職員を置くということになると、こっちから聞いて初めて臨時職員とパートさんですか、そういうことを。もうちょっとこの辺をお互いに議論をして、いいものを作ろうとするのが我々の考え方ですから。

ちょっとこの辺、親切丁寧に条例等々については注視しながらやってもらいたいというのが、委員会のこの辺の話も出たんですけれども、はっきりしたものが出てこない中で今日を迎えたわけですから。もうちょっと何をやろうとしているのか。深層水だと思うんです、これは。その辺、はっきりと明示すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、あくまでもこれは八雲町の水産、これを活性化するための施設であり、深層水というのはあくまでも一つの使用するものであります。深層水に特化しているわけでもありませんので。

ただ、北大の水産学部の方も函館にありますので、函館と札幌、この間の八雲町、まして日本海と太平洋をもっているこの八雲町ということで、水産の研究をしたいということであり、私の方から深層水も含めて活用できないかということ相談をしながら、何とかこの日本海、特に熊石の水産の活性化をまず考えてくれということをお願いしながら進めた事業であります。

ただ、深層水を上手く活用出来て、熊石地域の活性化になることが一番でありますけれども、そのほかにも海藻だとかが今の熊石の海で何か出来ないのか、ウニが出来ないのか、魚が出来ないのかという研究をしていくということでもありますので、深層水に特化したということではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 深層水に特化していないからっていう事なんですけれども。私は深層水の施設の中で作るものですから、深層水が主たるものと思っていたんですよ。そうじゃないんですか。課長。

この最初の口火は、深層水事業を何とかしようという事でやってきた事なんですよ。そうしたら今町長が特化しているわけじゃないんだと、という事なんですけれども。どっちがどうなの。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、私も合併した当時からこの深層水の利用活用というのは真剣に考えてまいりました。この中で、大学の先生方と話した中で可能性があるのかな、ということをお私は、これは感覚でありますけれども、そう考えました。

ただ、深層水だけではなくて、やはりこの水産業の活性化が一番だなど。特に、熊石の海の活性化をしなければ、熊石の産業の活性化に繋がらないということで。これは、研究を深めるということであり、すぐにこれが身になるという事は想定しておりませんけれども、海藻は何とかなるのかなということをお、思いを伝えながら進めていると。

ただ、先ほどから話しているとおり、八雲の噴火湾の海も研究していただくということになっておりますので。その辺は、田中議員の思いも私の思いも、深層水を何とか活用していった地域を活性化したいという思いは、多分同じでありますので。どうか、その辺も理解いただいて、私も思いは一緒ということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 町長、思いは同じだと思うんです。そこは共有すると思うんです。それはよっこしておいて、これはあくまでも条例ですから。条例というのはある一つの目標に向かって、全員で取り組んでいこうと。これが私は、本来の条例のあるべき姿だと思うんです。

これだったら何かバフツときてね、何をやるのという見方をされる恐れもある。だから、最初のこの研究の施設等々については、深層水をあのままにしておいたら駄目なんだということの取っ掛かりがこの条例だと思うんですよ。

いや、私はそういう認識をしているんです。だからこれが出てきたんだなというふうな押さえ方をしているんですけれどもね。やっぱり、そういう目的をきちっと生かさないと

さ、何を今やろうとしているのって。熊石の海で出来ないものを八雲の方に持ってきてどうのこうのって、いろんな答弁をしているけれども。本来の目的から逸脱するんじゃないんですか。これ深層水事業をやろうとする、根幹がそこだと思うんです。

もうちょっと具体的にね、じゃあお聞きしたいんですけれども。この条例が出来ました、出来ると思うんです。だけれども、水産学部がそこで入ってくると。じゃあ、水産学部がこれからどのような要望がされてくるのか、産業課の方でどう押さえているんでしょうか。

○産業課長（田村春夫君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（田村春夫君） 今年の試験研究については、大学の方では海藻とウニと魚類、3種類の試験研究を行いたいと。で、それぞれ担当の先生が違いますので、それぞれ3人の先生方がその試験に携わると。それと、その先生の学部にも所属する学生の方々も地域の方に入ってきて、先生の手伝いをしながらそういう試験研究の勉強をしていくということになっております。

で、この3種類の試験研究を行うというふうになったきっかけにつきましては、大学ではその施設の中で環境の生態系のピラミッドと言いますか、海藻を育てて、例えば海藻をウニが食べて、そういうウニの残滓を魚類とか、そういうふうに戻していくような形の試験研究をしたいというものもあってですね、その3種類を選定したと。

それと、先ほど来、海洋深層水の利活用の関係も出てきましたが、海藻については、冬期間に実際に熊石の前浜に生息しているダルスという種類の海藻の試験研究を行います。これは、冬場に生息するということですので、非常に低温を好むと。そういったことから、海洋深層水を使う事によって、冬場だけじゃなく1年中、そういう栽培が可能になるのではないかと。それで、その試験を行いながら将来的な商品化というか、そういう事業化というものを目指して、この中でやっていきたいということでございます。

あと、先ほど町長の方から農学部、工学部との連携という話も出ておりましたが。大学の方では例えば、それぞれ学部によって専門分野、いろいろ得意分野もあるかと思えます。水産学部については、実際の現場に出たフィールドワーク、海洋の調査だとかそういうものを行うと。農学部については農業関係で、例えば家畜糞尿の堆肥化だとか、そういう研究も行っております。工学部については光の調整だとか、水質の浄化だとか、そういう技術を持っているという事でもありますので。今後、将来的にはここの施設でそういう3学部の連携での研究も進められる可能性があるのかなと。

また、先ほど町長もお話ししていたように、熊石地域だけではなく、大学については八雲地域も含めて町の方の課題解決に向けてという話もしておりますので。今後、そういう話し合いも進んでいくかというふうには、考えております。

以上です。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、この議案第5号は、あくまでも八雲水産試験場

施設、この研究施設を設置するという条例でありますので。

内容については担当からも話があったとおりで、この研究というのはまだまだ進んでいくという事でもありますので。その辺は常任委員会に説明をしながら、また意見をいただきながら研究を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 総務を傍聴していないものだから、よく分からない状況で設置条例を提案されたんですけれども。

試験研究を行う上で、北大さんの方と協定の話になりましたけれども。協定が無ければ逆に試験研究を北大さんの方で協力できないとか、協定が無くても出来るのか、そういう部分をまずお聞きしたいなど。

それと、あくまでも八雲町が設置する水産、あるいは海洋深層水も二つ今出ていますけれども。その業務は（3）の3通りということですが、いずれにしても、町が主体となってやるわけですから、万が一何らかの形で、大学の事情もありますから、そうならない局面も未来にあるかもしれません。

そうなった場合は、また違う大学だとか、あるいは違う機関も含めて協力を得る体制を作っていくことも可能だと思うんですけれども。

まずは、ここの部分、八雲町が主体となってその分野をやりますよと。で、その協力機関とか、関係についてはまたそれぞれその時々で変化してくる部分もあるということでの理解で良いのか。

2点ね、一つは協定がなければ協力を得られないのか、協定無くても試験研究の協力を得られるのかということと。未来永劫何が何でも北大さんだけじゃないと思うので、いろんな分野もありますのでね。

その辺の関係も視野に入れているのか、お聞きいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 千葉議員おっしゃるとおりですね、この域学連携というのはあくまでも、今まで私が就任して以来、日本大学だとか北里大学等々、上智大学もそうでありますけれども結んできました。

日本大学においては、演習林があることから何十年も八雲町と関係をもってやってきたと。北里大学についても、私が就任する前からきちっと牧場を経営しながら、八雲町と協力体制を持ちながら研究を深めたり、皆さんご存知のとおり、北里八雲牛というものを研究しながら八雲町のブランドとしてやってきたと。これも域学連携いつ結んだのかというのは、数年前でありますので。

この北大との域学連携を結ぶということは、一つの結ぶことでありますけれども。あくまでも大学と町とこの信頼関係において、進めるということでもありますので。

ただ、この域学連携を結ぶことがちょっと遅くなっているのは、大学側の事情等々もありまして、この我々の建物の完成も今月末ということでもありますので。1月に一緒にやった方がいいだろうということで考えて域学連携を結ぶということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、千葉議員からもしも北大の方がということで、本当にそのとおりでありまして。世の中というのは、どう変化するのか分かりませんので、それについてはいろいろ民間企業、まだ大学等々と話し合いもしておりますので。これはあくまでも、熊石を含めたこの水産の研究を深めながら、漁業の活性化をしたいという思いで、今進めたいということでもありますので、ご理解をいただきたい。

ただ、北大はそう簡単には止めないというのは、我々も理解をしながら進めているということ、ご理解をいただきたいと思います。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 今の答弁で大体おおむね分かったんですけども。再確認してみたいと思うんですけども。

北大さんの方も町に条例もない、そういうやる意思を条例化されていないものについて連携の協定を結ぶわけがないだろうし。逆に言えば、施設も完成していないのに、そこで調印するわけにもいかないと。

ある程度、条例が整って施設が完成した時に、今1月って町長は言いましたけれども、そういう基本的な積み重なりが出来て、ある程度条例が出来ると、建物ができた段階の1月に協定するという予定だということ、理解していいんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 千葉議員おっしゃるとおりですね、建物が完成をして、協定を結んで、内覧会をしながら研究がスタートするという。熊石の地域の方々にも案内をしながら、内覧会を進めながらやってみたい。

私も、先ほど田中議員からありました深層水の活用、これによって熊石の地域の活性化というのは、本当に期待をしながら進めているという事業でありますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第6号八雲町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第6号八雲町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書18ページをお願いいたします。

本件は、八雲町八雲地域簡易水道事業と八雲町水道事業との事業統合をするため、本年3月の第1回定例町議会におきまして、条例の一部改正を提案させていただき、可決いただいたところでありますが、給水人口及び1日最大給水量は事業統合による変更認可申請前の水需要予測に基づいて算出した数値を用い改正したところであり、その後の当該申請において、認可計画での給水人口及び1日最大給水量に改めるもので、北海道との協議が整い、11月21日付で認可を受けましたので、その一部を改正しようとするものでございます。

第2条経営の基本中、第4項に定める給水人口を1万3,205人から1万2,942人へ。第5項に定める1日最大給水量を6,729立方メートルから5,784立方メートルに改正しようとするものでございます。

数値が変更となった要因ですが、本年3月に提案させていただいた時点では、過去の人口の平成18年度から平成27年度までの10年間の実績数値を用いて、今後の給水人口の推計値を算出いたしました。北海道との協議が整いました今回の改正につきましては、1年スライドによる平成19年度から平成28年度までの10年間の実績数値に基づく数値となったことから、推計の基礎数値を用いる年度の変更により、給水人口と給水量に変更が生じたものであります。

附則として、この条例は交付の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第6号八雲町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） これは人口を細かく、そして給水量を細かく数字で設定する意味が、何を根拠に行われているのでしょうか。

例えばですね、給水人口は八雲町の人口並びに産業を維持するに足るかとするだとか。そういったものとするならば、他にもいろいろとやらなければならない仕事がある中でですね、こういうことをいちいち改正する煩わしさから解放されるのではないかなと思うんですけれども。

この数字を設定する意味等を教えていただきたいと思います。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 今回の変更認可でございますけれども、今後、人口が減少していく中で、改めてその条例の一部改正が必要だったというふうに考えております。

で、今回の事業認可申請につきましては、ご承知の通り上水道事業と八雲地域の簡易水道事業、こちらの統合によるものでございまして、人口の減少に伴い給水人口や給水戸数、水需要の減少などが予想されますので、通常このことだけによる変更認可申請というのは行う必要はありませんけれども、今後さらなる事業統合ですとか、水道施設などの大きな変更がない限り、今回条例改正はないものというふうに考えております。

ただ、先ほど説明したとおり、3月の定例会におきまして、その推計値を用いて算出したということで、今回変更に至ったという経緯がございますので、よろしく願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 僕は率直な質問をしたんですよ。

なぜ数字を設定する意味があるのかと。そうしたら答弁がですね、今後人口が減っていく中でいろいろと変えることがあるかもしれないけれども、今回下げる事をやればしばらくやらなくてもいいということになれば、数字の根拠はあまり必要が無いと思うので。

この際ですね、もうしばらく変えなくても良いように、先ほど言ったように数字を設定する意味がないのであれば、八雲町の人口並びに産業を維持する量だとか、そういうふうに言葉でやってしまえば、例えば推定以上に人口が減って行って、この数字と乖離が大きくなった時でも、課長の答弁から言ったらしばらく変える必要はないんだからと言って。あの時じゃあ、細かく何百人単位で減らした意味は何だったのかということになるし。

僕はこういう仕事をしなくてもいいように、言葉で補えるものはそういった解釈で条例を作ってしまうんじゃないかなと。それが可能ならそうしたらどうですか、という質問だったんですが、的外れな答弁だったので、もう一度答弁をお願いいたします。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 大変失礼いたしました。

今回のこの部分につきましては、国の事業認可を受ける上で、水道施設の規模とかを決める過程の中でその給水人口ですとか給水量、こちらを設定する必要があるということで、今回提案させていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第7号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○行財政改革推進室長（竹内友身君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（竹内友身君） 議案第7号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてご説明申し上げます。議案書19ページをお願いいたします。

定住自立圏につきましては、少子高齢化が進む中で、地方において必要な生活機能等を確保し、安心して暮らせる圏域を形成することを目的として、平成26年3月に中心地である函館市と渡島桧山管内17市町とが協定を締結しまして、南北海道定住自立圏を形成しております。

同年9月には、圏域の将来像や具体的な取り組みを定めた「南北海道定住自立圏共生ビジョン」を策定し、これまで各種事業を推進してまいりましたが、このビジョンの計画期間が平成30年度で満了することから、新たに平成31年度から5年間を計画期間といたしました「第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン」を策定するにあたり、函館市と締結しております定住自立圏形成協定の一部を変更する必要があるため、八雲町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づきまして、議会の議決を求めようとするものであります。

議案書 20 ページをお願いいたします。別表第 1 の改正についてですが、はじめに新たに追加となった箇所としては、一番下の段でございますが、医療従事者の確保・養成の項で、圏域内における安定的な医療供給体制の維持を図るため、救急救命士をはじめとした医療従事者の確保・要請に取り組む内容及び 21 ページのこれも下になりますが、地場産業の育成の項で、圏域内の地場産業の育成を図るため、販路開拓支援をはじめとした各種事業に取り組む内容でございます。

次に、文言の修正に関してですが、国の定住自立圏構想推進要綱に定められております政策分野の表現に合わせるため、表の題名をア医療、それからイ産業振興に。また、表の項目を広域観光の推進及び滞在型観光の推進に改めるものでございます。

22 ページをお願いいたします。別表第 2 の改正は、ただ今申し上げました国の要綱の表現に合わせるためのものでございまして、別表第 3 の改正につきましては、字句の訂正でございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、本件について各市町で議決をいただいた後、12 月中旬に函館市と 17 市町とが変更協定の締結を結ぶ運びとなってございまして、来年 1 月には第 2 次北海道定住自立圏共生ビジョンが決定、公表される予定となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第 7 号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 議案第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 議案第 8 号工事委託に関する協定の変更協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 議案第8号工事委託に関する協定の変更協定の締結について説明いたします。議案書23ページになります。

平成29年第2回八雲町議会定例会において議決を経ました、八雲町公共下水道真萩ポンプ場の電気設備更新工事委託に関する協定につきまして、委託先であります日本下水道事業団の入札により工事費が減となり、工事も完了し、委託金額が確定しましたので、協定の委託金額を次のように変更して協定の締結をするものでございます。

協定書3の委託金額につきまして、変更前7,200万円を変更後6,300万円に改めるものでございます。

なお、協定は平成29、30年度の2か年で、その内訳金額が、平成29年度が2,200万円、平成30年度が変更前が5,000万円でありましたが、変更後4,100万円となり、真萩ポンプ場の電気設備の更新を行ったものでございます。

以上、議案第8号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第10号平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第10号平成30年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。議案書41ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正で、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出それぞれ193万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を30億481万9,000円にしようとするものであり、また、債務負担行為につきましては改修事業の追加でございます。

それでははじめに、歳入歳出予算の補正について、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 48 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、2 目連合会負担金 27 万円の追加は、国保広域化に伴い、連合会と市町村の間でクラウド化が図られている国保事業報告システムについて、調整交付金等の算定省令の改正に合わせた改修のほか、来年 5 月に施行される新元号への対応など、機能改修が必要になったことから、当該改修に係る連合会負担金として増額しようとするものであります。なお、この財源につきましては、後ほど説明いたします歳入の道支出金により全額補助となります。

続いて、3 款 1 項国民健康保険事業納付金、2 目後期高齢者支援金 472 万 9,000 円の追加は、北海道へ納める本年度の国民健康保険事業納付金額が確定したことに伴い、当該納付金のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金分納付金の規定予算に不足が生じるため、増額しようとするものであります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 3 万 2,000 円の追加は、特定健康診査保健指導事業に係る国庫負担金等の平成 29 年度分が確定したため、その精算による返還金であります。

7 款 1 項 1 目前年度繰上充用金 696 万 5,000 円の減額は、先ほどの歳出、3 款の後期高齢者支援金分納付金及び 6 款の返還金に充てるため、合わせて同額の 476 万 1,000 円を減額し、本科目から振り替え充当するとともに、さらに、後ほど説明いたします歳入の前年度繰越金の減額補正と同額の 220 万 4,000 円を減額するものであります。

続きまして、歳入でございます。46 ページへお戻り願います。3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 27 万円の追加は、歳出の連合会負担金に対する道支出金でございます。

5 款 1 項 1 目繰越金 220 万 4,000 円の減額は、前年度決算が赤字で、翌年へ繰越される余剰金の見込みがなかったにも関わらず、本年度予算に前年度繰越金を計上していたことから、これを改めるため規定予算額全てを減額するものでございます。

なお、今後はこのような誤りが無いよう、内容等をしっかりと精査・確認し、予算の策定に努めてまいりたいと存じます。

以上が、歳入歳出予算に係る補正内容でございます。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。43 ページをお願いいたします。この補正は、国民健康保険業務システムに係る元号改正対応改修事業を追加するもので、来年 5 月に控えております新元号の施行に伴いシステム改修を要することから、円滑な移行を行うため、期間を平成 30 年度から平成 31 年度、具体的にはこの 12 月から来年 5 月まで設定し、改修費用となる債務負担行為の限度額を 56 万 7,000 円にしようとするものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第 10 号平成 30 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第12号

○議長(能登谷正人君) 日程第7 議案第12号平成30年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 議案第12号平成30年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。議案書71ページをお願いいたします。

この度の補正は、債務負担行為の補正でございます。議案書72ページをお願いいたします。第1表債務負担行為の補正は、熊石地域簡易水道業務システム元号改正対応改修事業の追加で、来年5月1日の新元号の施行に伴いシステム改修を要することから、円滑な移行を行うため、期間を平成30年度から平成31年度、具体的にはこの12月から来年5月までの期間で、限度額を7万3,000円に設定し、業務委託契約の締結を行い、全額を平成31年度予算で支出しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第12号平成30年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 元号に対応する改修っておっしゃいまして、他の水道関係はもう既にやられていたと解釈して良いのか。これだけなぜ元号改修が今の時点で必要な予算措置になるのでしょうか。

○地域振興課長(野口義人君) 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 本定例会の1日目、10日に関連する議案が一部出ておりますし、本来、この後農業集落、水道会計の方でも同じようなタイミングで補正を行うという趣旨でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第14号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第14号平成30年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第14号平成30年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。議案書85ページをお願いいたします。

この度の補正は、債務負担行為の補正でございます。議案書86ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為の補正は、農業集落排水業務システム元号改正対応改修事業の追加で、来年5月1日の新元号の施行に伴いシステム改修を要することから、円滑な移行を行うため、期間を平成30年度から平成31年度、具体的にはこの12月から来年5月まで、限度額を10万円にしようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第14号平成30年度八雲町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 今の前の三澤さんのことを聞いてちょっと思ってしまったこと

で。1日目もそうですけれども、元号が変わるから仕方ないなという雰囲気はあったんですが。

今ふと思ったのは、元号表示ではなく西暦表示にすると、今後こういうことはなくなりますよね。

そういうことっていうのは出来ないんですかね。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 全体に関わることだと思いますので、私の方から回答になるかどうかは別としてお答えいたします。

一般的に議員おっしゃるとおり、和暦でもって行政は表示をしております。この和暦を用いなければならないという規定は、基本的に私も国の方からは縛りというか、決定事項という形では、今まではないんでないのかなという気はしますが。

一般的に国民、住民に対しては、やはり和暦が浸透しているという中からいけばいたし方無いのかなというふうに思います。

それと、今、あくまでも今お願いしているのは、コンピューター関係のシステム改修でありまして、明治、大正、昭和、平成全てある意味対応が図られております。ですので、今後以降は逆にいえば平成は使えないわけですよ。そうなればいずれにしても改修は必要だというような事であります。

その辺の横田議員指摘されることは、今一般的に報道も西暦対応で表示しているという部分がかかなりありますので、時代と共にその辺は変わっていくのかなというふうには、私も思います。

ですので、その辺はちょっと状況を見させていただきたいというのと。いずれにしても、先ほど言ったとおり、平成を続けるわけにいかないということがありますので、システムの改修は必要だということでご理解を願いたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第 9 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 9 議案第 15 号平成 30 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第 15 号平成 30 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。議案書 88 ページをお願いいたします。

この度の補正は、債務負担行為の補正であります。

第 2 条は現行予算第 10 条の次に、第 11 条債務負担行為事項を加え、水道業務システム元号改正対応改修事業を追加するもので、来年 5 月 1 日の新元号の施行に伴いシステム改修を要することから、円滑な移行を行うため、期間を平成 31 年度、具体的にはこの 12 月から来年 5 月まで、限度額を 39 万 3,000 円にしようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第 15 号平成 30 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 16 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 16 号工事委託に関する協定の変更協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第 16 号工事委託に関する協定の変更協定の締結についてご説明いたします。追加議案書をご覧ください。

本件は、本年 6 月の第 2 回八雲町議会定例会におきまして議決をいただきました、八雲町公共下水道汚水処理施設及び八雲下水浄化センターの建設工事委託に関する協定について、その一部を変更しようとするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

この度、本第 4 回定例町議会におきまして、平成 30 年度八雲町下水道事業会計補正予算（第 2 号）により、当該施設の長寿命化事業及び汚水処理施設共同整備事業に係る補正予算並びに債務負担行為の補正の議決をいただいたところでありますが、その補正額を追加し、委託金額を変更しようとするものであり、既に日本下水道事業団と締結しております協定に定める 3 の委託金額 6 億 4,790 万円を、議決をいただいた補正額を追加し、7 億 5,100 万円に改めるものでございます。

なお、変更協定につきましては、補正の議決をいただきました 12 月 10 日に下水道事業団と仮協定を結んでおり、本会議で議決をいただいた後、本協定となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 16 号工事委託に関する協定の変更協定の締結についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書90ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり平成30年11月13日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。91ページをご覧ください。

中段、損害賠償額の決定につきまして、町は、平成30年10月5日、八雲町熊石根崎町116番地先路上において、町有熊石消防車両が用務を終え駐車場より後退した際、町道に駐車中の相手車両の右前角に接触し損害を与えた事故について、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額を決定いたしましたので、ご報告いたします。

1 損害賠償の額は10万8,238円でございます。2 損害賠償の相手方は

でございます。

なお、この度の事故につきましては、後方を十分に確認しないために起きた事故でありまして、駐車時にほかの車両が駐車していなかったとしても後退する時には乗車前に車がないかを確認することが当然必要でしたが、これを怠ったことによるものであり、事故を起こした職員も深く反省しております。

緊急走行する消防車両等は、安全運転には特に注意を払い、事故を起こしてはならないのが私たち消防職員に課せられた責務でありますし、公用車や自家用車を運転する場合においても安全運転に心がけるよう、注意喚起をしているところではございますが、管理責任者として所属職員の指導不足でもあり、責任を感じているところであります。

今後は、今まで以上に安全運転管理の徹底を図り、交通安全の推進に努力する所存でありますので、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、専決処分の報告とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 消防長より反省の弁は聞こえましたけれども、消防車両というのは複数名乗りますよね。3名ないし4名で。で、用務を終えということなんですが、駐車時にはその車がなかったかのような答弁が聞こえましたけれども。一人、もしくは二人は、バックするのであれば、いわゆるバスガイドさんのように後方の安全を確認する指示を出しながらバックさせるとかっていうのが一番安全で、しかも複数名乗るそういった業務車両であれば、基本中の基本ではないかと思えます。

消防長の言葉にもありましたように、町民の安全安心を守る立場であるので、こういった事故は本当に起こしてはならないという自覚をもってするならば、今後の車の扱いは、運転手だけにミラー等での安全確認っていうことであれば、今後、例えばよくあるように車の真後ろに子どもがいたとか、そういったことがあるかもしれない事が想定されるような答弁でしたので。

是非、仕事を終えて疲れていることもあることではしょうが、1人ないし2人は後方の安全を確認してから、車に直進段階で乗るとか、ということをちゃんと内部で決めてですね、本当にそういう事を決めてもらわないと、再発防止には繋がらないんじゃないかなと思いますけれども。いかがでしょうか。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） ただ今三澤議員おっしゃるとおりであります、今回の事故は言いわけではございませんが、救急車タイプの大きいには大きいんですが赤い指令車というものでして、一人しか運転手として乗っておりませんので。それで、下がる時に後方を確認しないで起こってしまったという事故で。消防車両とは書いておりますけれども、消防車ではございませんので、その辺をご理解願いたいと思います。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今回はたまたま一人しか乗っていなかったという事でしたけれども、今指摘したように、今後救急車両のバックのことはそういった複数が乗る可能性の方が僕は多いと思いますのでね、そういう指摘に対して今のような言いわけをされると不安が不安を呼びますので。今後そういうふうには内規を、もうそうなっていると思いますよ、で、実行されていることかもしれません。でも、こういった町民も監視されている議会においては、不安を与えるような答弁は残さないでください。

○消防長（櫻井功一君） 議長、消防長。

○議長（能登谷正人君） 消防長。

○消防長（櫻井功一君） 大変失礼いたしました。今後は先ほども申しましたとおり、もう一度安全運転教育を徹底したいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第12 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用 及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第12 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書を議題といたします。

本件につきましては、平成30年6月6日第2回定例会において特別委員会が設置され、調査が終了するまで閉会中の継続調査の付託がされていたものであります。このほど、調査が終了し、報告がなされたものであります。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○15 番（黒島竹満君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 委員長。

○15 番（黒島竹満君） 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会における調査の結果並びに経過について報告させていただきます。

まず、当委員会の活動方針は、基地が所在する町として、町民と基地との調和をより一層推進するため、町と議会が一体となり取り組む必要性を確認いたしました。

また、八雲分屯基地司令を訪問し、特別委員会設置の思いとその趣旨について理解をいただき、要望事案の検討に着手いたしました。

会議では、関係課職員出席のもとに、基地の有効活用及び周辺整備事業の要望事案について精査・検討し、大きく2点に取りまとめております。

1点は、飛行場機能の整備充実や地産地消の推進・協力など基地有効活用に関すること。もう1点は、消防自動車の整備など、基地周辺整備事業の事業採択に関する事で、これら要望事項に対して、限られた時間の中で防衛省及び北海道防衛局から誠意ある対応をいただきました。厳しい財政状況や制度上の課題についての説明を受けた反面、有益な情報や指導を頂くことができましたので、執行部ともども今後の活動に反映して行きたいと考えております。

つきましては、基地のある町として、周辺住民の十分なお理解とご協力を得ることは勿論のこと、関係機関や地元自衛隊関係団体との協調を図り、更に継続した要望活動が今後必要であることを申し添え、委員長報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対し、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書については、これをもって報告済みとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、特別委員会報告についてはこれをもって報告済みといたします。

◎ 日程第13 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 発議第1号義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

義援金差押禁止法とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011 年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立させたものである。

記 1、義援金差押禁止法については、近年自然災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう恒久法としての立法化を早期に進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 発議第 2 号認知症施策の推進を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 2 号認知症施策の推進を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015 年に推計で約 525 万人であったものが、2025 年には推計で 700 万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

記1、国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

2、認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

3、若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

4、認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 発議第3号国保の抜本的改革を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第3号国保の抜本的改革を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

高すぎる保険料（税）は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、「国保を持続可能とする」ためには、「被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険税を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

記1、国保の定率国庫負担の増額を要望し続けている全国知事会、全国市長会、全国町村会なども要求している、公費1兆円を投入して、協会けんぽ並み負担率にすること。

2、人头税と同じ均等割、平等割を廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き下げること。

3、困ったときに、困った人を助ける国保制度にするため、生活困窮者の保険税を免除し、その費用は国庫で補う国の制度をつくること。

4、保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げをなくすこと。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導をやめること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第16 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 発議第4号日米地位協定の抜本改定を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第4号日米地位協定の抜本改定を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

全国知事会が、本年度の会議で、日米地位協定の抜本改定を含む米軍基地負担に関する提言を全会一致で採択しました。提言は、米軍の低空飛行訓練ルートや訓練を行う時期の速やかな事前情報提供。日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として適用させること。事件・事故時の自治体職員による迅速で円滑な基地立ち入りの保障。騒音規制措置の実効性ある運用。米軍基地の整理・縮小・返還の促進。これらを求めています。

日米地位協定は1960年に締結されてから、日本政府が改定交渉を提起したことが一度もありません。他の国と比較してもあまりにも不平等であります。

よって、政府は全国知事会の総意を重く受け止め、抜本的な改定に本腰を入れて取り組むことを強く求めるものであります。

以上、皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第17 発議第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第17 発議第5号後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第5号後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

平成30年5月23日に開催された財政制度等審議会、財政審において、新たな財政健全化計画に関する建議が示されました。

これまでの財政審で議論された内容は、世代間の公平性や制度の持続性を確保していく観点から、まずは75歳以上の後期高齢者の自己負担について2割にすべきとしている。その際、現在の70歳～74歳について段階的に実施している自己負担割合の2割へ引き上げと同様に、75歳到達後も2割のままとすることに加えて、すでに後期高齢者になっている者についても数年かけて2割負担にすべきとしています。

北海道後期高齢者医療広域連合が加盟する全国後期高齢者医療広域連合協議会が、平成30年6月6日に厚生労働大臣に対して、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること、という要望書を提出しています。

このような状況に鑑み、政府におかれては、後期高齢者の窓口2割負担を行わないよう強く求めます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第18 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第18 発議第6号再びブラックアウトを起こさない分散型の電源を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第6号再びブラックアウトを起こさない分散型の電源を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

9月6日の地震では、ブラックアウトを招いたといわれる北海道電力株式会社の電源集中や、苫東厚真石炭火発の耐震性が問われました。

再びブラックアウトが起きることのないよう、電力の安全で安定した供給のために、大規模集中発電から再生可能エネルギーでの分散型電源へ転換することを強く求めるものがあります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第19 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 発議第7号日米物品貿易協定交渉に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 日米物品貿易協定交渉に関する意見書。

北海道農業は専門的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ、牛肉・豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っています。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかし、日豪 EPA、TPP11、それを超える日 EU・EPA など、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、米国政府と二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へと繋がる恐れがあります。

よって、次の事項について十分配慮するよう強く要望いたします。

1、日米物品貿易協定交渉は、米国政府の強硬姿勢によって、更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められて得おりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本年最終の議会となりました第4回定例会を終了するにあたり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本定例会にご提案を申し上げました各議案につきましては、議員各位の温かいご理解の

もと、原案どおり可決をいただき感謝を申し上げますとともに、一般質問及び議案審議を通じて議員各位からいただきました多くのご意見、ご提言は、これを真摯に受け止め、町政執行に生かしてまいります。

昨年10月23日に町長就任2期目に入りましたが、あっという間の1年間でありました。第2期八雲総合計画の初年度でもあり、トップとして町内外を問わず勢力的に行動してまいりました。

特に私が政策目標に掲げる持続可能なまちづくりを目指し、本年7月町民の機運醸成を図るためのまちづくりシンポジウムを開催したところであります。

今、過ぎようとする平成30年を振り返りますと、国政においては9月安倍総理大臣の続投が決定し、10月に第四次安倍内閣が発足。自民党、公明党の与党が安定多数で政権の運営をしております。

そんな中、先の臨時国会で経済成長に向けた戦略を維持するため、全国的に労働者が不足している現状から、外国人人材受け入れを拡大する出入国管理及び難民認定法の改正案が成立いたしました。一般質問でもお答え申し上げましたが、八雲町においても相当数の外国人実習生が働いており、労働者の確保の観点からも今後の制度の詳細を注視しているところであります。

本年は全国的に災害が多かった年でもありました。一つ目には7月上旬の西日本豪雨災害により、広島県をはじめ、岡山県、愛媛県など広範囲にわたり河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者・行方不明者あわせて239名にも及ぶ平成最悪の水害となりました。

二つ目には9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震では、北海道として初めて震度7を観測した大きな地震でありました。厚真町を中心に死者41名をはじめ、負傷者や住宅の全半壊など、甚大な被害をもたらしました。特に広範囲に土砂崩れが発生し、崩壊面積は推定13.4キロ平米で、新潟中越地震を超えて、明治以降では日本最大となりました。

八雲町としては、地震発生後速やかに被災地へ消防職員や八雲総合病院のディーマットを派遣したほか、近隣自治体と連携して復興のための事務支援として、一般職員を延べ3回、9名を派遣したところであります。

さらに、この地震の影響により道内全域で停電したブラックアウトにより、住民の生活、交通機関や物流など、事業活動にも大変大きな影響がございました。日常、何気なく電気を利用しておりましたが、改めて電気の有難さと災害に対する備えの必要性を痛感したところであります。

明るい話題としては、2025年に大阪万博の開催が決定いたしました。2020年の東京オリンピックに次いで国際的な大きなイベントを日本で開催することは、私たちにとって大変喜ばしく思っているところであります。

一方、八雲町においては、八雲高校3年生の吉田明生さんが、今年8月函館芸術ホールにて上演された「向日葵のかっちゃん」の主役に抜擢され、また、高校3年生の坂本さんにおかれましては北海道大学を現役として十数年ぶりに合格をしたということも報告をされました。

さらには、八雲中学校3年の福井海翔君が、来年3月、大相撲の八角部屋に入門することが決まり、稽古に精進をされ、恵まれた体格を鍛え、関取を目指して頑張ってもらいたいものです。

町民に夢と希望を与える今後の活躍を期待しているところでございます。

地域センター病院としての八雲総合病院は、この4月に内科医師3名が退職し、さらに9月に1名が退職をいたしました。地域医療を守る病院として危機的な状況が続いており、常勤医師確保に院長と共に全力をあげて取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

総務省から返礼品6割を3割以下に見直しを強く求められておりますふるさと応援寄付金奨励事業は、12月10日現在、昨年の14億3,000万円を6億円ほど上回る20億4,000万円となっております。3割以内への見直しを順次進めており、来年1月中には全ての返礼品が完了する見込みとなりますので、今後ともご支援・ご協力をお願いいたします。

2030年春の開業を目指して工事が進められている北海道新幹線トンネル工事も、これまでに9工区発注済みとなっております。残土処理の課題も目途が立ち、順調に進められており、町内経済への波及効果も大きく期待しているところであります。

また、昨年度から策定作業を進めてきた立地適正化計画と新幹線新八雲駅周辺整備基本計画につきましては、委員の皆様から様々なご意見を賜りながら、この度、素案が出来上がったところであります。立地適正化計画では、子育て世代も集まれる多世代交流型拠点づくりにより、誰もが安心して暮らせる町づくりを目指すものであります。新幹線新八雲駅周辺整備基本計画では、道南北部の広域連携拠点として、八雲にしかない北海道らしい牧場の中の新幹線駅を目指した計画となったところでございます。

現在、熊石地域で建設が進められている水産試験研究施設は、特に日本海地域で低迷する漁業振興を目指して、八雲町と北海道大学水産学部と共同で実施する試験棟で、今月下旬に完成する予定となっております。1月下旬から試験養殖を開始する予定となっており、特に海洋深層水を活用して栽培予定のダルスに期待をしているところであります。

八雲町の基幹産業である酪農は、かつて近代的酪農発祥の地として大きく成長いたしましたが、人口減少と少子高齢化の進展に伴い、後継者不足により離農が続き、経営体が減少しております。八雲町の酪農を維持するために、担い手確保を図る事を目的に、町、農協、酪農家などが連携して道南初の研修牧場の建設を進めることとしております。

そのほか、各分野においても町民の皆様と共に知恵を出し合い、対話を通じて夢と活気あふれる町を目指し、持続可能な町づくりを目指して取り組んでまいりたいと存じます。

この1年間、議員各位には大変ご高配を賜りました。どうぞ議員各位におかれましては、ご健康にご留意され、ご家族ともども良い年を迎えられ、くる年もまた町民の幸せのため、ご活躍をくださいますよう、そして変わらぬご支援をお願い申し上げ挨拶いたします。

この1年間、本当にありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。

この1年を振り返りますと、例年になく多くの台風や豪雨など、自然災害が多い1年であったと感じております。

特に、9月6日に発生した胆振地方を震源とする北海道胆振東部地震は、最大震度7を観測し、土砂崩れや家屋倒壊などにより多くの尊い命が失われました。

また、道内全域で電力供給が途絶えるブラックアウトが発生し、全ての道民が不安な夜を過ごすことになりました。

台風、豪雨、そしてこの度の地震により犠牲となられた方々のご冥福を深くお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げます。

全国の被災地では、今もなお多くの方々が復旧・復興に向けて頑張っておられます。1日も早く元の生活に戻れるよう、応援を続けてまいりたいと思います。

さて、本定例会は、去る12月10日に開会以来、本日までの5日間にわたり、条例改正、各会計補正予算、議員発議による意見書など、数多くの議案が上程され、終始熱心にご審議を賜りまして、無事閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

改めて、議員各位並びに理事者各位のご協力に対しまして、議長として衷心より感謝申し上げます。

町長はじめ、理事者各位のこれまでの議会審議における真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、議員各位から述べられました意見、提言等につきましては、十分に尊重され、今後の町政執行に一層の熱意をとご努力を重ねていただきますようお願い申し上げます。

町議会では、本年9月の第3回定例会において、役場庁舎等整備調査特別委員会を設置いたしました。

人口減少、防災、利便性、機能性など、今後の公共施設整備を検討するにあたって、重要なキーワードとして取り上げられます。町民の財産として、利用しやすく、そして利用して喜ばれる施設であるよう、特別委員会として様々な視点で調査検討を行っているところであります。

また、議会改革におきましては、開かれた議会の実現に向け、第3回定例会からインターネット配信を開始いたしました。

町民の皆様と更なる情報の共有が可能となりましたので、多くの皆様に町議会に興味をもっていただき、まちづくりに関する審議の状況を見ていただけるよう、引き続きPRを行い、行政とともに協働のまちづくりを推進してまいりたいと思います。

今年も残すところ、あとわずかとなりました。

この1年間、町議会に寄せられました関係各位のご厚情、ご協力に対し、深く感謝申し上げますとともに、議員並びに町理事者をはじめとする職員皆様におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、明るい新年をお迎えになられますようご祈念申し上げます。

報道関係者におかれましては、議会活動を迅速、的確に報道され、町政の推進に側面か

らご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

終わりになりますが、今後も八雲町発展のために、一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、平成30年第4回定例会閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成30年第4回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 0時11分]